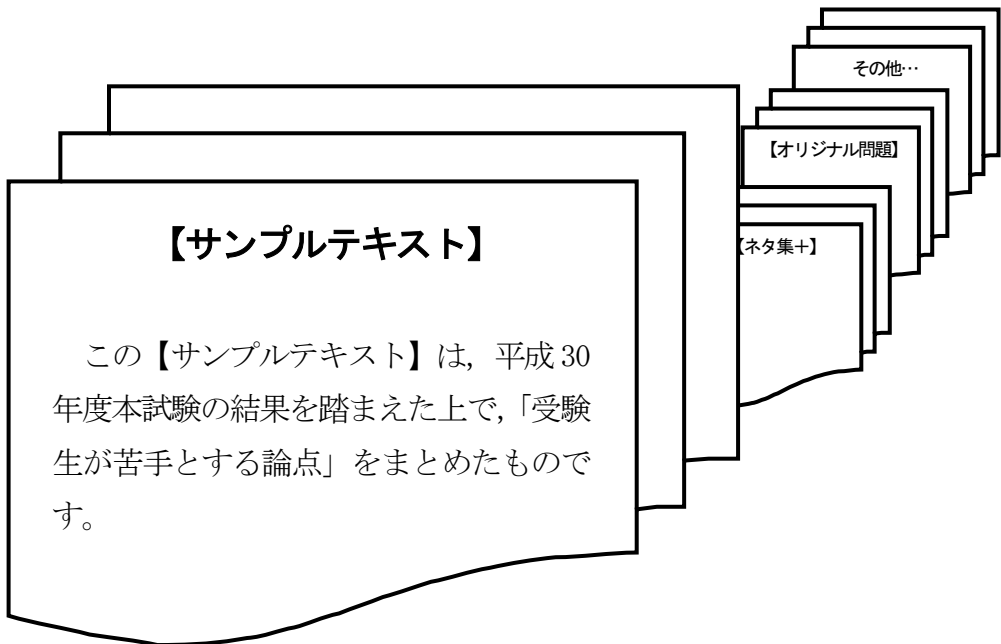


超速解！小玉塾

記述式 *d e* 必勝講座 ガイダンス

～本試験で時間切れになった人は超速解で！～

【サンプルテキスト】



司法書士

小玉 真義 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

小玉塾・記述式 de 必勝講座ガイダンステキスト
(2018年7月14日)

必須知識習得編の目的

- 記述式の問題を解くための必須知識（不動産登記法の書式、登記申請順序、商業登記法における会社法条文の使い方が中心）をインプットする。
- 個別論点についての処理方法を押さえる。

解法習得特訓編の目的

- 時間配分を意識した問題全体の処理方法、記述式の書き方等を押さえる。

※詳しくは辰巳パンフレット参照

受講上の注意点

★毎回、大量の宿題があります。

- かなりハードな内容の講座です。「今年必ず合格する」という覚悟のある方のみご受講下さい。（まず、不動産登記の初回講義を終えた後、書式集＜全 131 問の小問が入っています＞を 1 週間で覚えてきてもらいます。）

★独学で分かるような簡単なところは、講義で扱いません。

- 講義時間が限られているため、理解するのが難しい論点を中心に講義していきます。基本事項はテキストに入れてありますので、予習復習段階でマスターしてもらいます。

★現在の實力は問いません。

- 毎回の大量の宿題をこなせば、短期間で中上級者レベルの知識が身に付きま
す（とてもハードな内容になりますが、やる気があればできます。）。

よくある質問

自分は基礎講座レベルの勉強を終えている。“必須知識習得編”から受講すべきか“解法習得特訓編”から受講すべきか悩んでいる。

→今日のガイダンス内容を聞いてみて、「簡単すぎるな！」と感じたら、“必須知識習得編”は受講しなくとも大丈夫です。（もっとも、本講座の“必須知識習得編”は「記述論点の全範囲を短期間で一気に回す」ということに意味があるので、かなりの上級者の方以外はご受講することをお勧めします。）

不動産登記法(小玉塾・書式集)サンプルテキスト

<重要度★>

Q20 甲土地には、甲区2番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は5分の2、B持分は5分の3）がされている。さらに、甲区3番でAを権利者、Bを義務者とし、B持分5分の3をAに移転する旨の持分移転の登記がなされている。平成31年7月2日、AはCに対し、甲区2番で登記された甲土地の持分5分の2のみを適法に売却した。

A20

登記の目的	所有権一部（順位 2 番で登記した持分）移転
登記原因及びその日付	平成 31 年 7 月 2 日売買
登 記 事 項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 持分 5 分の 2C 義務者 A
登録免許税	移転した持分の価額の 1000 分の 20

<重要度★>

Q21 甲土地には、甲区2番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は5分の2、B持分は5分の3）がされている。そして、甲区3番でAを権利者、Bを義務者とし、B持分5分の3をAに移転する旨の持分移転の登記がされている。さらに、甲区4番でAからCへの相続による所有権移転の登記がされている。また、乙区1番には、甲区2番のA持分を目的として抵当権設定の登記がされている。

この場合において、平成31年7月2日、CはDに対し、1番抵当権の目的とされていない持分のみを適法に売却した。

A21

登記の目的	所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転
登記原因及びその日付	平成 31 年 7 月 2 日売買
登記事項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 持分 5 分の 3D 義務者 C
登録免許税	移転した持分の価額の 1000 分の 20

(甲区)

- 2 目的 (省略)
原因 平成 12 年 1 月 5 日売買
共有者 持分 5 分の 2 A
5 分の 3 B
- 3 目的 B 持分全部移転
原因 平成 15 年 1 月 5 日売買
所有者 持分 5 分の 3 A
- 4 目的 所有権移転
原因 平成 17 年 1 月 5 日相続
所有者 C

(乙区)

- 1 A 持分抵当権設定
原因 平成 12 年 1 月 5 日金銭消費貸借同日設定
(以下省略)

※ 本問は、甲区 4 番のうち、抵当権の目的とされていない部分のみを移転する登記について聞かれている。

この場合、甲区 4 番の登記記録だけを見ても、どの部分が抵当権の目的となっているのか、特定できない。(そもそも、順位 4 番の登記をする際に、「2 番で登記した A 持分」と「3 番で登記した A 持分」を別々に登記できれば問題ないが、「相続による一部移転の登記はできない」という大前提があるため、それはできなかった。)

→仕方がないから、前の登記に遡って、抵当権の目的となっている部分を特定する。

以上の理由で、登記の目的を「所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転」と記載することになる。

(試験対策上は、「相続登記のうちのある一部分を移転する場合には遡って特定する」ということを覚えておけば、「〇番で登記した持分」と「〇番から移転した持分」の記載を間違えないと思います。)

不動産登記法(記述式ネタ集+)サンプルテキスト

⑨相続と遺贈

民法 964 条 (包括遺贈及び特定遺贈)

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。

民法 985 条 (遺言の効力の発生時期)

I 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

民法 1012 条 (遺言執行者の権利義務)

I 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

Q56 相続人の全員 A・B・C・D に対し、「遺言者は、全財産を次の割合で遺贈する。A 2 分の 1 B 6 分の 1 C 6 分の 1 D 6 分の 1」との遺言に基づき所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-2)

Q57 「遺言者は、A (相続人の一人) に甲不動産を遺贈する。」旨の遺言に基づき、所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-3)

Q58 A には離婚をした配偶者 B と子 C 及び D が、D には子 E がいる。A が公正証書による遺言をして死亡した事例において、遺言の内容が「全財産の 3 分の 1 は C に相続させ、残りは B に贈与する。」であった場合には、C は、B への遺贈の登記がされたかどうかにかかわらず、相続を原因とする持分 3 分の 1 の登記申請をすることができる。(15-18-エ)

申請例

A56 正しい。相続人全員に対する包括遺贈の場合は、「相続」を原因とします。

A57 誤り。相続人全員に対する包括遺贈の場合以外では、「遺贈する」との文言の遺言ならば「遺贈」を原因とします。

A58 誤り。不動産登記法上、相続による所有権一部移転という登記手続はないため、この場合、遺贈の登記を先に申請すべきことになります。

<申請例>

<1 件目>	
目的	所有権一部移転
原因	年月日遺贈
権利者	持分 3 分の 2B
義務者	亡A相続人C 同D



<2 件目>	
目的	A持分全部移転
原因	年月日相続
相続人 (被相続人A)	持分 3 分の 1C

不動産登記法(小玉塾・過去問集)サンプルテキスト

<過去問解説箇所のサンプルです。>

平成 22 年度本試験・解答手順表

1. 問題文の柱書を読む。

「平成 31 年 6 月 22 日」「同日」「登記の申請を行った」という文言にチェック。
(登記申請日をチェック。)
「調査の結果、(事実関係)記載の 3 の事実が判明した。」という文言にチェック。
(特徴のある文言なので、チェックしておく。)
「後記(1)及び(2)の間に答えなさい。」とあるので、まず「問い」を見る。

2. 問(1)を読む。

毎度書かれているわけではない、特徴的な文言をピックアップしておく。
ウの「別紙〇」のように、「〇〇の承諾書」のようにという文言にチェック。
(添付情報は、書き方の具体例にチェックしておき、これを真似て答案を書くようにする。)
「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「()内に「なし」と記載しなさい。」という文言にチェック。
エの「別紙 1」・「別紙 2」のどちらか又は両方を○で囲んで解答しなさい。」「第 1 欄については、既に記載してある。」という文言にチェック。
(特徴的な文言にチェックしておく。)

3. 問(2)を読む。

現時点では、内容が分からないので、ざっと目を通しておくだけにする。

4. 答案作成上の注意事項を読む。

1 の「別紙 3 から 6 までに提示されていない登記に必要な書類は、法律上すべて適式に作成され整っていて、法律上必要な手続も、すべて採られているものとする。」という文言にチェック。
2 の「登録免許税が免除され、又は軽減されている場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額とともに記載しなさい。」という文言にチェック。

5. 別紙 1 の登記記録にざっと目を通す。

土地の場合、農地か宅地かチェックしておく。地積をチェックしておく。

6. 別紙 2 の登記記録にざっと目を通す。

土地の場合、農地か宅地かチェックしておく。地積をチェックしておく。

(別紙ごとに「地積が異なる」ということをチェックしておく、以後、地積を見るだけで不動産を特定することができる。)

7. 別紙 3 を読む。

「最後の住所」と「登記簿上の住所」、「別紙 1 の登記記録の香取仁の住所」とを見比べ、変更がないか一応確認する (→本問では、住所の変更なし。)

香取仁が平成 31 年 5 月 1 日に死亡したこと、相続人として香取太郎と香取敏行がいるが香取敏行は相続放棄をしていること、香取太郎は、香取仁の相続開始後に死亡していること (つまり、数次相続が発生していること)、香取太郎の相続人として香取博子と香取次郎がいること、を確認する。

香取次郎の出生年月日「平成 18 年 5 月 28 日」にチェックし、未成年者であることを確認する。

ポイント知識 問題文に平成生まれの者がいたら、未成年者である可能性が高い。この場合、「利益相反行為」の論点を疑うこと (解説 P94 参照)。

8. (事実関係)の 1 を読む。

「法定相続分のとおり相続することになった。」という文言にチェック。

9. 登記記録から「香取仁」を探す。

別紙 1 の不動産の共有者 (甲区 2 番) だと分かる。

⇒別紙 1 に「香取仁持分全部移転 31. 5/1 香取太郎相続 31. 6/15 相続」をメモする。

⇒別紙 1 の登記記録の香取仁の氏名の横に「亡」をメモする。

(こうしておく、死者であることが一目瞭然となり、仮に、その後に相続人による登記が出題された場合に、書き忘れしにくい。→本問では結果的に解答に影響なし。)

⇒香取博子は、香取次郎の親権者として登記申請をするので、「親権を証する情報」もメモしておく (あとで書き忘れないため。)

10. 別紙 4 を読む。

「被相続人 亡 岩倉平太」、「平成 30 年 2 月 1 日死亡」、「被相続人 亡 岩倉平太の相続財産管理人として」、「佐野 明」にチェック。

11. (事実関係)の 2 を読む。

「特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限である平成 31 年 5 月 28 日までに、その請求はなかった。」という文言にチェック。

12. 登記記録から「岩倉平太」を探す。

別紙2の不動産の共有者（甲区1番）だと分かる。

⇒別紙2に「1番所有権登記名義人氏名変更 30. 2/1 相続人不存在」をメモする。

⇒「別紙4（相続財産管理人の選任審判書）」もメモしておく（あとで書き忘れないため。）。

⇒別紙2の登記記録の岩倉平太の氏名の横に「亡」をメモする。

⇒別紙2に「亡岩倉平太相続財産持分全部移転 31. 5/29 特別縁故者不存在確定」をメモする。

⇒「別紙4（相続財産管理人の選任審判書）」、「親権を証する情報」もメモしておく（あとで書き忘れないため。）。

ポイント知識 特別縁故者不存在確定を登記原因とする持分移転の登記の登記原因日付は、「特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限」の「翌日」。

13. 別紙5を読む。

「抵当権者（甲） 株式会社青山銀行」, 「債務者兼抵当権設定者（乙） 香取博子」, 「抵当権設定者（丙） （省略）」にチェック。

※抵当権設定者について「(省略)」とされている理由は、ここに香取次郎を記載してしまうと、「香取博子が債務者で香取次郎が設定者」と明示してしまうことになり、利益相反行為であることがすぐに分かってしまうためです。

「抵当権（平成31年4月2日…受付第38653号登記済）」, 「香取博子及び香取次郎が追加で取得した後記（2）の物件の持分に対して本件抵当権の変更をする」にチェック。

「既存抵当物件」の内容を見ると、別紙1及び別紙2の不動産についての香取博子と香取次郎のもともとの持分が記載されていることが分かる。

「追加抵当物件」の内容を見ると、別紙1及び別紙2の不動産についての香取博子と香取次郎が新たに取得した持分が記載されていることが分かる。

※「省略」とされている理由は、ここに持分を記載してしまうと解答第1欄及び第3欄の答えが分かってしまうためです。

ここを読むと、（手順7及び12において）香取博子と香取次郎が取得した持分について抵当権の効力を及ぼす変更の登記を申請することが分かる。

14. 登記記録から「抵当権(平成31年4月2日…受付第38653号登記済)」を探す。

別紙1及び2の不動産の1番抵当権だと分かる。

⇒別紙1又は別紙2のどちらかに「1番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更 31. 4/2 金銭消費貸借 31. 6/22 設定」をメモする。

⇒別紙1又は別紙2のどちらかメモをしなかったほうに「別〇と同じ」をメモする（問題文メモ・記載例参照）。

（登記の目的が同じで、同一債権を担保するための抵当権の登記なので、一括申請することができます。両方にメモをすると時間がかかるので、以上のように、一方にだけメモしておくようにしましょう。）

⇒「別紙 6 (代表者事項証明書)」、「特別代理人の選任審判書」、「登録免許税が金 3000 円」もメモしておく (あとで書き忘れないため)。

15. 別紙 6 を読む。

特別な記載がないので、ざっと読み飛ばす (解答として「資格証明情報」として提供する書面です)。

16. (事実関係)の 3 を読む。

「別紙 1 の土地に係る不動産の課税標準の額は 900 万円、別紙 2 の土地に係る不動産の課税標準の額は 600 万円」という記載があるので、別紙 1、別紙 2 に課税標準金額をメモしておく。

17. 問(1)を再度読む。

別紙 1、2 のメモ書きと照らし合わせながら読み、解答欄のどの欄に、どの順番で、どの申請書を書くのか特定する。

18. 登記申請の順序を確定する。

⇒別紙 1 及び別紙 2 のメモ書きに「1 件目」、「2 件目」というようにメモを書き加える (問題文メモ・記載例参照)。

19. 解答第 1 欄から第 4 欄までを埋める。

これまで登記記録にメモ書きしたものを書き写し、解答欄の「登記の目的」「登記原因及びその日付」「申請人の氏名又は名称」「親権を証する情報」「登録免許税 3000 円」など、メモ書きに書き加えた特殊な添付情報等については、この時点で添付情報欄等へ書き写しておく。) 欄を埋める。

問 (1) でチェックしておいたもののうち、添付情報の記載方法についての注意事項 (本問では、「イ、ウ」) について、再度目を通し、これに従って解答欄の「添付情報」欄を埋める。

具体的には、ウの「別紙〇」のように、「〇〇の承諾書」のように」という文言、「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「()内に「なし」と記載しなさい。」という文言を真似て答案を作成する。

問 (1) でチェックしておいたもののうち、「不動産の特定」についての記載 (本問では、「エ」) について、再度目を通し、これに従って解答欄の「不動産の特定」欄を埋める。

別紙 1 及び 2 にメモ書きしておいた課税標準金額を見ながら、登録免許税の計算をして、解答欄の「登録免許税」欄を埋める。

20. 問(2)を再度読む。

「当該土地の香取仁、香取博子及び香取次郎への売買は、当時意思能力はあった秋山晋介自身が、補助人の関与なしに単独で行い、その所有権の移転の登記手続も、秋山晋介自身が単独で司法書士に依頼した」、「香取博子及び香取次郎は、Xに別紙1の土地の所有権を対抗することができるか。その可否及びその理由を第36問答案用紙の第5欄に記載しなさい。」にチェック。

21. 解答第5欄を埋める。

内容については、解説P97参照。

以上

[MEMO]

平成 22 年度本試験問題文メモ・記載例①

別紙 1

(登記記録の記録)

900 万

①

表題部 所 在 新宿区東新橋二丁目
 地 番 123 番 1
 地 目 宅地
 地 積 **500.55 m²**

**仁持全移
 31.5/1 太郎相 31.
 6/15 相
 相 (仁)
 持 6分の1 香博
 6分の1 香次
 親**

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成 15 年 2 月 15 日第 25555 号

原 因 平成 15 年 2 月 15 日売買

所 有 者 東京都新宿区千人町 888 番地 72 秋山晋介

甲区 2 番 所有権移転

平成 31 年 4 月 2 日第 38652 号

原 因 平成 31 年 4 月 2 日売買

共 有 者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

持分 3分の1 亡 香取仁

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

3分の1 香取博子

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

3分の1 香取次郎

④

乙区 1 番 香取博子, 香取次郎持分抵当権設定

平成 31 年 4 月 2 日第 38653 号

原 因 平成 31 年 4 月 2 日金銭消費貸付

債 権 額 金 1,500 万円

利 息 年 5% (年 365 日日割計算)

損 害 金 年 14.5% (年 365 日日割計算)

債 務 者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

抵当権者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号

株式会社青山銀行

共同担保 目録 (む) 第 2767 号

**1 抵の効力を所全に
 及ぼす変更 (付記)
 31.4/2 金消 31.
 6/22 設
 〃 △青山銀行
 △ 香博, 香次
 別 6. 選. 3000 円**

平成 22 年度本試験問題文メモ・記載例②

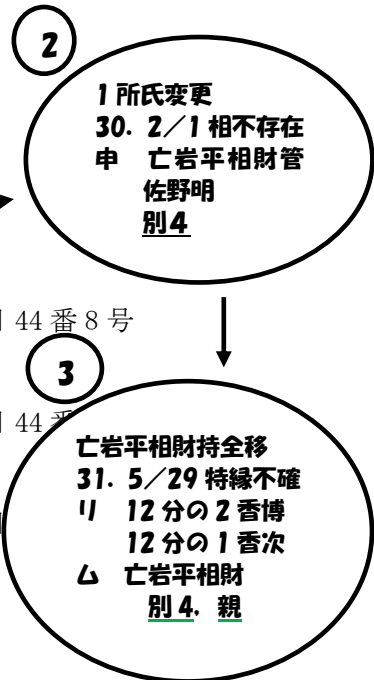
別紙 2

(登記記録の記録) **600 万**

表題部 所在地 新宿区東新橋二丁目
 地番 123 番 2
 地目 宅地
 地積 **333.55 m²**

権利部

甲区 1 番 所有権移転
 平成 27 年 9 月 14 日第 79856 号
 原因 平成 27 年 9 月 14 日売買
 共有者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号
 持分 4 分の 2 香取博子
 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号
 4 分の 1 香取次郎
 千葉県成田市千倉町二丁目 44 番 8 号
 4 分の 1 **亡**岩倉平太



乙区 1 番 香取博子，香取次郎持分抵当権設定

平成 31 年 4 月 2 日第 38653 号
 原因 平成 31 年 4 月 2 日金銭消費貸借同日設定
 債権額 金 1,500 万円
 利息 年 5% (年 365 日日割計算)
 損害金 年 14.5% (年 365 日日割計算)
 債務者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号
 抵当権者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号
 株式会社青山銀行
 共同担保 目録 (む) 第 2767 号



商業登記法(これで納得集)サンプルテキスト

役員等の任期

会社法 332 条 (取締役の任期)

- I 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- VI 指名委員会等設置会社の取締役についての第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは、「1 年」とする。

会社法 334 条 (会計参与の任期)

- I 第 332 条の規定は、会計参与の任期について準用する。

会社法 336 条 (監査役の任期)

- I 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会社法 338 条 (会計監査人の任期)

- I 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- II 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

役員等の任期には、4 つのバリエーションがあります。

ここでの注意点は、「取締役と会計参与の任期は 2 年、監査役は 4 年、会計監査人は 1 年」と単純に覚えてしまっはいけないということです。

ちゃんと条文を見てみると、例えば取締役の任期の条文では、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とありますね。

この意味は、例えば、平成 28 年 6 月 28 日に就任している取締役の任期は、選任時である平成 28 年 6 月 28 日の 2 年後である平成 30 年 6 月 28 日以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までということです。

平成 30 年 6 月 28 日以内に終了する事業年度とは、(事業年度が 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までの会社なら)平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度です。

だから、もし平成 30 年 6 月 10 日に平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度に係る定時株主総会が開かれたなら、その終結時までが任期ということになり

ます。

次に、この「2年、4年、1年」のパターンの覚え方です。

まず、取締役2年という数字は、単純に覚えて下さい。

まずはここがスタート地点。

次に、会計参与の任期が取締役の任期と同じだということも押さえて下さい。

監査役は4年ですね。

これは、監査役が取締役や会計参与の職務の執行を監査する立場にあるから、その地位の強化を図るために、取締役の2倍の4年ということになっています。

会計監査人は1年です。

会計監査人については、338条2項の条文を見てもらえれば分かると思いますが、定時株主総会で別段の決議（不再任の決議）がされなかったときは再任されるとする、いわゆる自動再任制が採用されています。だから、そこで地位の強化が図られている。その代わりに1年にしていると覚えて下さい。

事業年度の変更（定款附則の期間を長く設定した場合）

昭和 35 年先例

株式会社が事業年度を変更した場合において、在任する取締役の任期の基準となる「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの」の時期が繰り上がることとなったときは、その任期も短縮される（昭 35. 8. 16 民 4. 146）。

事業年度の変更の決議がなされると、役員等（取締役、会計参与、監査役、会計監査人）の任期に影響します。

例えば、会社の定款で「当会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。」と定められているとします。

この場合に、平成 29 年 6 月 27 日取締役 A が選任されて就任したときは、A の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時である平成 31 年（通常は、6 月頃）に開催されるべき定時株主総会の終結時に満了します。

でも、その後の平成 30 年 8 月 20 日の臨時株主総会での定款の変更により「当会社の事業年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までである。」とされ、定款附則において、「平成 30 年度の事業年度は、4 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。」とされたとします。

そうすると、この附則によって、平成 29 年 6 月 27 日取締役に選任されて就任した A の選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会は、平成 30 年 6 月頃に開催された定時株主総会ということになります。

つまり、取締役 A の任期は、当初の予定より短いものとなります。

なぜなら、平成 30 年の事業年度が伸長されたことによって、平成 31 年（通常は、12 月頃）に開催されるべき定時株主総会は、A にとって「選任後 2 年以内」のものではなくなってしまふからです。

以上からすると、A の任期は、平成 30 年 6 月頃に開催された定時株主総会の終結時に満了します。

そうすると、事業年度の変更の決議をした平成 30 年 8 月 20 日の臨時株主総会の時点では A の任期は、すでに満了していることとなります。

もっとも、在任している取締役が遡って過去に退任していたとするのは、妥当ではないとされています。

だから、この場合、取締役 A は、定款変更時である平成 30 年 8 月 20 日に退任することになります。

＜事業年度の変更（定款附則の期間を長く設定した場合）（問題①）＞

役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任
		平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 29 年 10 月 28 日就任
		平成 29 年 11 月 1 日登記
	取締役 C	平成 30 年 6 月 28 日就任
		平成 30 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任
		平成 29 年 7 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

(登記記録に株式の譲渡制限に関する規定はない。)

(役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 6 月 28 日に開催されている。)

(監査役については考慮しないものとする。)

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 30 年 8 月 20 日開催の臨時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件 次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎年 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</u> の年 1 期とする。	(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎 年 <u>10 月 1 日から翌年 9 月 30 日</u> までとする。
【新設】	<u>附則</u> 第〇条(事業年度)の規定にか かわらず、平成 30 年 4 月 1 日か ら始まる事業年度は、平成 31 年 <u>9 月 30 日までとする。</u>

(事業年度変更後の定時株主総会は、毎年 12 月 28 日に開催されるものとする。)

この場合における、取締役 A、B、C の任期満了となる定時株主総会はいつか？

<事業年度伸長（問題①）解答>

⇒A…平成 30 年 6 月 28 日の定時株主総会

- ※（Aの選任後 2 年以内である）平成 31 年 6 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 30 年 6 月 28 日の定時株主総会」。

B…平成 31 年 12 月 28 日の定時株主総会

- ※（Bの選任後 2 年以内である）平成 31 年 10 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 31 年 12 月 28 日の定時株主総会」。

C…平成 31 年 12 月 28 日の定時株主総会

- ※（Cの選任後 2 年以内である）平成 32 年 6 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 31 年 12 月 28 日の定時株主総会」。

平成 31 年 6 月 30 日に登記を申請した場合には、退任年月日は以下のようになる。

（※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。）

A…平成 30 年 8 月 20 日退任

（さかのぼって退任していたとはされず、定款変更時に退任する。）

B…退任しない。

C…退任しない。

＜事業年度の変更（定款附則の期間を長く設定した場合）（問題②）＞

役員に関する事項	取締役 A	平成 30 年 3 月 28 日重任
		平成 30 年 4 月 1 日登記
	取締役 B	平成 30 年 10 月 28 日就任
		平成 30 年 11 月 1 日登記
	取締役 C	平成 31 年 3 月 28 日就任
		平成 31 年 4 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 30 年 3 月 28 日重任
		平成 30 年 4 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

（登記記録に株式の譲渡制限に関する規定はない。）

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 3 月 28 日に開催されている。）

（監査役については考慮しないものとする。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 31 年 3 月 28 日開催の定時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件 次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで</u> <u>の年 1 期</u> とする。	(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎 年 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日ま</u> <u>で</u> とする。
【新設】	<u>附則</u> 第〇条(事業年度)の規定にか かわらず、平成 31 年 1 月 1 日か ら始まる事業年度は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

（事業年度変更後の定時株主総会は、毎年 6 月 28 日に開催されるものとする。）

この場合における、取締役 A, B, C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

<事業年度伸長（問題②）解答>

⇒A…平成 31 年 3 月 28 日の定時株主総会

- ※（Aの選任後 2 年以内である）平成 32 年 3 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 31 年 3 月 28 日の定時株主総会」。

B…平成 32 年 6 月 28 日の定時株主総会

- ※（Bの選任後 2 年以内である）平成 32 年 10 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 31 年 1 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 32 年 6 月 28 日の定時株主総会」。

C…平成 32 年 6 月 28 日の定時株主総会

- ※（Cの選任後 2 年以内である）平成 33 年 3 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 31 年 1 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 32 年 6 月 28 日の定時株主総会」。

平成 31 年 6 月 30 日に登記を申請した場合には、退任年月日は以下のようになる。

（※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。）

A…平成 31 年 3 月 28 日退任

B…退任しない。

C…退任しない。

事業年度の変更（定款附則の期間を短く設定した場合）

例えば、会社の定款で「当会社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までである。」と定められているとします。

この場合に、平成29年6月27日取締役Aが選任されて就任したときは、Aの任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時である平成31年（通常は、6月頃）に開催されるべき定時株主総会の終結時に満了します。

でも、その後の平成30年8月20日の臨時株主総会での定款の変更により「当会社の事業年度は、10月1日から翌年9月30日までである。」とされ、定款附則において、「平成30年4月1日から始まる事業年度は、4月1日から9月30日までの6か月間とする。」とされたとします。

そうすると、この附則によって、平成29年6月27日取締役に選任されて就任したAの選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会は、平成30年12月頃に開催された定時株主総会ということになります。

つまり、（事業年度伸長の場合と同じく、）取締役Aの任期は、当初の予定（平成31年6月頃の定時株主総会の終結時）より短いものとなります。

なぜなら、平成30年4月1日から始まる事業年度が短縮されたことによって、平成30年（通常は、12月頃）に開催されるべき定時株主総会が、Aにとって「選任後2年以内」のものになるからです。

事業年度の変更がされたことによって、次の事業年度についての定時株主総会は、（平成31年6月頃には開催されず、）平成31年12月頃に開催されることとなります。

平成29年6月27日に選任されたAの「選任後2年以内」ということは、平成31年6月27日以内ということになりますので、平成31年12月に定時株主総会が開催されるべき事業年度（平成31年9月30日終了）は、もう選任後2年以内とはいえません。

ですから、その1個前の定時株主総会である平成30年12月に開催されたものがAにとって選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会ということになります。

以上からすると、Aの任期は、平成30年12月頃に開催された定時株主総会の終結時に満了します。

【MEMO】

<事業年度の変更（定款附則の期間を短く設定した場合）（問題①）>

役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 29 年 10 月 28 日就任 平成 29 年 11 月 1 日登記
	取締役 C	平成 30 年 3 月 28 日就任 平成 30 年 4 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社

（登記記録に株式の譲渡制限に関する規定はない。）

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 6 月 28 日に開催されている。）

（監査役については考慮しないものとする。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 30 年 5 月 28 日開催の臨時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件	
次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
（事業年度） 第〇条 当社の事業年度は、毎年 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</u> <u>の年 1 期</u> とする。	（事業年度） 第〇条 当社の事業年度は、毎 年 <u>10 月 1 日から翌年 9 月 30 日</u> <u>まで</u> とする。
【新設】	附則 第〇条(事業年度)の規定にか <u>かわらず、平成 30 年 4 月 1 日か</u> <u>ら始まる事業年度は、平成 30 年</u> <u>9 月 30 日までの 6 か月間とする。</u>

（事業年度変更後の定時株主総会は、毎年 12 月 28 日に開催されるものとする。）

この場合における、取締役 A, B, C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

<事業年度短縮（問題①）解答>

⇒A…平成30年12月28日の定時株主総会

- ※（Aの選任後2年以内である）平成31年6月28日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成30年4月1日から平成30年9月30日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成30年12月28日の定時株主総会」。

B…平成31年12月28日の定時株主総会

- ※（Bの選任後2年以内である）平成31年10月28日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成30年10月1日から平成31年9月30日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成31年12月28日の定時株主総会」。

C…平成31年12月28日の定時株主総会

- ※（Cの選任後2年以内である）平成32年3月28日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成30年10月1日から平成31年9月30日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成31年12月28日の定時株主総会」。

平成31年6月30日に登記を申請した場合には、退任年月日は以下のようになる。

（※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。）

A…平成30年12月28日退任

B…退任しない。

C…退任しない。

＜事業年度の変更（定款附則の期間を短く設定した場合）（問題②）＞

役員に関する事項	取締役 A	平成 30 年 3 月 28 日重任
		平成 30 年 4 月 1 日登記
	取締役 B	平成 30 年 6 月 28 日就任
		平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 31 年 3 月 28 日就任
		平成 31 年 4 月 1 日登記
東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 30 年 3 月 28 日重任	
	平成 30 年 4 月 1 日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

（登記記録に株式の譲渡制限に関する規定はない。）

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 3 月 28 日に開催されている。）

（監査役については考慮しないものとする。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 31 年 3 月 28 日開催の定時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件	
次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで</u> の年 1 期とする。	(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎 年 <u>10 月 1 日から翌年 9 月 30 日</u> <u>まで</u> とする。
【新設】	附則 第〇条(事業年度)の規定にか かわらず、平成 31 年 1 月 1 日か ら始まる事業年度は、平成 31 年 9 月 30 日までの 9 か月間とする。

（事業年度変更後の定時株主総会は、毎年 12 月 28 日に開催されるものとする。）

この場合における、取締役 A, B, C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

<事業年度短縮（問題②）解答>

⇒A…平成31年12月28日の定時株主総会

- ※（Aの選任後2年以内である）平成32年3月28日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成31年1月1日から平成31年9月30日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成31年12月28日の定時株主総会」。

B…平成31年12月28日の定時株主総会

- ※（Bの選任後2年以内である）平成32年6月28日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成31年1月1日から平成31年9月30日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成31年12月28日の定時株主総会」。

C…平成32年12月28日の定時株主総会

- ※（Cの選任後2年以内である）平成33年3月28日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成31年10月1日から平成32年9月30日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成32年12月28日の定時株主総会」。

平成31年6月30日に登記を申請した場合には、退任年月日は以下のようになる。

（※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。）

A…退任しない。

B…退任しない。

C…退任しない。

取締役の任期の変更

平成 18 年先例（任期の短縮）

定款を変更して取締役の任期を短縮した場合には、現在の取締役の任期も短縮され、定款の変更時において既に変更後の任期が満了しているときは、当該取締役は退任することになる（平 18. 3. 31 民商 782, 昭 35. 8. 16 民 4. 146）。

昭和 30 年先例（任期の伸長）

定款を変更して取締役の任期を伸長した場合には、現在の取締役の任期も、（在任中の取締役の反対の意思表示などの）特別の事情がない限り伸長される（昭 30. 9. 12 民甲 1886）。

これらの先例では、取締役の任期の変更があった場合には、現在就任している取締役の任期に影響を及ぼす旨が書かれています。

例えば、「取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」、「当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。」という定款規定のある非公開会社において、平成 29 年 6 月 30 日に取締役 A が選任されたとします。

この取締役 A の任期は、定款規定に従えば、約 10 年後の「平成 39 年の 6 月頃に開催される定時株主総会終結時」ということとなります。

<任期の変更ケース①>

この場合において、平成 31 年 6 月 10 日に臨時株主総会が開催されて、役員に関する定款規定を「取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と変更する旨の決議がされたとします（その後、平成 31 年 6 月 30 日に定時株主総会が開催されたとします。）。

その場合には、A の任期の計算については、新しい定款規定に従うことになり、A の任期満了時期は、平成 31 年 6 月 30 日の定時株主総会終結時ということになります。

<任期の変更ケース②>

それでは、仮に、（平成 31 年 6 月 30 日に定時株主総会が開催された上で）平成 31 年 7 月 10 日に臨時株主総会が開催されて、役員に関する定款規定を「取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と変更する旨の決議がされたとします。

この場合、A の任期満了退任日付は、平成 31 年 7 月 10 日ということになります。平成 31 年 6 月 30 日ではありません。どうしてか！？

確かに、平成 29 年 6 月 30 日に取締役を選任された A について、新定款規定の「取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」に当てはめると、実際に定時株主総会が開催された平成 31 年 6 月 30 日に任期が満了するとも思えます。

もっとも、これは、「平成 31 年 7 月 10 日」に定款変更がされたことによって、遡って「平成 31 年 6 月 30 日」に任期が満了していたことになるという理屈です。

この場合、取扱上は、「平成 31 年 7 月 10 日」をもって取締役 A が退任するとされています。どうしてかということ、後に定款変更がされたことによって遡って取締役が退任するとなると、例えば、この事例だと「平成 31 年 6 月 30 日」から「平成 31 年 7 月 10 日」までに A が行った取締役としての仕事が無効となってしまいます。

したがって、それを回避するため、取扱上、「任期の変更がされたことによって役員の任期が遡って退任していたとされる場合には、当該定款変更の日付を退任日付とする」という取扱いがされています。

<任期伸長（問題）>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 3 月 28 日重任 平成 29 年 4 月 1 日登記	
	取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記	
	取締役 C	平成 30 年 3 月 28 日就任 平成 30 年 4 月 1 日登記	
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 3 月 28 日重任 平成 29 年 4 月 1 日登記	
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 3 月 28 日に開催されている。事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとの定款規定がある。）

（監査役については考慮しないものとする。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 31 年 3 月 28 日開催の定時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件	
次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
(取締役の任期) 第〇条 取締役の任期はその選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第〇条 取締役の任期はその選任後 <u>3</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

この場合における、取締役 A, B, C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

<任期伸長（問題）解答>

⇒A…平成 32 年 3 月 28 日の定時株主総会

- ※（Aの選任後 3 年以内である）平成 32 年 3 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 32 年 3 月 28 日の定時株主総会」。

B…平成 32 年 3 月 28 日の定時株主総会

- ※（Bの選任後 3 年以内である）平成 32 年 6 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 32 年 3 月 28 日の定時株主総会」。

C…平成 33 年 3 月 28 日の定時株主総会

- ※（Cの選任後 3 年以内である）平成 33 年 3 月 28 日以内に終了する最終の事業年度は、
「平成 32 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成 33 年 3 月 28 日の定時株主総会」。

平成 31 年 6 月 30 日に登記を申請した場合には、退任年月日は以下のようになる。

（※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。）

A…退任しない。

B…退任しない。

C…退任しない。

<任期短縮（問題）>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 3 月 28 日重任 平成 29 年 4 月 1 日登記	
	取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記	
	取締役 C	平成 30 年 3 月 28 日就任 平成 30 年 4 月 1 日登記	
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 3 月 28 日重任 平成 29 年 4 月 1 日登記	
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 3 月 28 日に開催されている。事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとの定款規定がある。）

（監査役については考慮しないものとする。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 31 年 3 月 28 日開催の定時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件	
次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
(取締役の任期) 第〇条 取締役の任期はその選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第〇条 取締役の任期はその選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

この場合における、取締役 A, B, C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

<任期短縮（問題）解答>

⇒A…平成30年3月28日の定時株主総会

- ※（Aの選任後1年以内である）平成30年3月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成29年1月1日から平成29年12月31日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成30年3月28日の定時株主総会」。

B…平成30年3月28日の定時株主総会

- ※（Bの選任後1年以内である）平成30年6月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成29年1月1日から平成29年12月31日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成30年3月28日の定時株主総会」。

C…平成31年3月28日の定時株主総会

- ※（Cの選任後1年以内である）平成31年3月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成30年1月1日から平成30年12月31日までの事業年度」。
そして、それに関する定時株主総会は、「平成31年3月28日の定時株主総会」。

平成31年6月30日に登記を申請した場合には、退任年月日は以下のようになる。

（※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。）

A…平成31年3月28日退任

（遡って退任していたとはされず、定款変更時に退任する。）

B…平成31年3月28日退任

（遡って退任していたとはされず、定款変更時に退任する。）

C…平成31年3月28日退任

代表取締役の選定方法

会社法 349 条（株式会社の代表）

- I 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- II 前項本文の取締役が 2 人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
- III 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

会社法 362 条（取締役会の権限等）

- III 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

<代表取締役の選定方法>

- ①各自代表
- ②定款
- ③定款の定めに基づく取締役の互選
- ④株主総会の決議
- ⑤取締役会の決議（取締役会設置会社の場合）

＜選定方法を変更した場合の登記＞

1. 各自代表の会社において、新たに選定方法が定められた場合（又は取締役会設置会社となった場合）
（つまり、「①」から「②～⑤」への変更の場合）
⇒新たに代表取締役に選定されなかった者について、代表取締役の「退任」の登記を申請する。
2. これまでの選定方法が廃止された場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められなかった場合）
（つまり、「②～⑤」から「①」への変更の場合）
⇒これまで代表権を有しなかった取締役について、「代表権付与」の登記を申請する。
3. 選定方法の変更があった場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められた場合、これまで選定方法を定めていた会社が取締役会設置会社となった場合）
（つまり、「②～⑤」の間での変更の場合）
⇒変更前後で同一人が代表取締役である場合、登記申請不要。
⇒変更前後で別人が代表取締役である場合、従前の選定方法で定められた代表取締役について「退任」の登記を申請し、新たな選定方法で定められた代表取締役について「就任」の登記を申請する。

<代表取締役の選定方法を変更した場合の処理>

<問題①>

…各自代表の会社において、新たに代表取締役の選定方法が定められた場合>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 B	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 C	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。)

以上の登記記録のある会社について、平成 31 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定(「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定)が創設され、新たな代表取締役として A が互選され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 31 年 6 月 1 日代表取締役 B 退任

②平成 31 年 6 月 1 日代表取締役 C 退任

※<選定方法を変更した場合の登記>の「1」参照

＜問題②＞

…互選規定のある会社において、互選規定が廃止された場合＞

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 30 年 6 月 28 日就任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 30 年 6 月 28 日就任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成 31 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定(「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定)が廃止され、新たな代表取締役は選定されなかった。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 31 年 6 月 1 日 B の代表権付与

②平成 31 年 6 月 1 日 C の代表権付与

※＜選定方法を変更した場合の登記＞の「2」参照

<問題③

…互選規定のある会社において、選定方法が変更された場合1>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成30年6月28日重任 平成30年7月1日登記
	取締役 B	平成30年6月28日就任 平成30年7月1日登記
	取締役 C	平成30年6月28日就任 平成30年7月1日登記
	東京都千代田区さくら町3番地 代表取締役 A	平成30年6月28日重任 平成30年7月1日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成31年6月1日開催の臨時株主総会において互選規定(「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定)が廃止され、当該株主総会で新たに代表取締役Aが選定され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒登記申請不要

※<選定方法を変更した場合の登記>の「3」参照

＜問題④＞

…互選規定のある会社において、選定方法が変更された場合 2＞

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 30 年 6 月 28 日就任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 30 年 6 月 28 日就任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役 A は取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成 31 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定(「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定)が廃止され、当該株主総会で新たに代表取締役 B が選定され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 31 年 6 月 1 日代表取締役 A の退任

②平成 31 年 6 月 1 日代表取締役 B の就任

※＜選定方法を変更した場合の登記＞の「3」参照

＜問題⑤＞

…取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が設定された場合＞

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 30 年 6 月 28 日就任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 30 年 6 月 28 日就任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 30 年 6 月 28 日重任 平成 30 年 7 月 1 日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社

(監査役については考慮しないものとする。)

以上の登記記録のある会社について、平成 31 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において、取締役会設置会社の定めが廃止され、互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が創設され、新たな代表取締役として A が互選され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①取締役会設置会社の定めを廃止

※＜選定方法を変更した場合の登記＞の「3」参照

【MEMO】

＜代表取締役としての就任承諾の要否＞

1. 定款又は株主総会の決議によって定められた場合（各自代表の場合も含む）

⇒取締役の地位と代表取締役の地位は一体

したがって、取締役として就任承諾すれば、別途代表取締役としての就任承諾を要しない。

また、辞任の意思表示によって代表取締役の地位のみを辞任することはできない（定款の変更又は株主総会の承認決議を要する。）。

2. 定款の定めに基づく互選又は取締役会の決議によって定められた場合

⇒取締役の地位と代表取締役の地位は分離

したがって、取締役として就任承諾のほかに、別途代表取締役としての就任承諾が必要。

また、辞任の意思表示によって代表取締役の地位のみを辞任することができる。

【MEMO】

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335